

自転車の交通違反に

イヤホンつけて
自転車通学している
同級生をよく見かけるけど
これって駄目なのかなあ？

いつも雨の日に
傘をさしながら
自転車に乗ってる友達が
いるんだけど
これってアウト？

反則金。



2026年4月1日から変わります。

16歳以上の自転車運転者による交通違反が交通反則通告制度の対象になります。

自転車の違反行為（一部）



遮断踏切入り【反則金 7,000 円】



傘さし運転【反則金 5,000 円】



ながらスマホ【反則金 12,000 円】
(保持)



ヘッドホン(イヤホン)【反則金 5,000 円】

※音量を上げ音楽を聴く等、安全な運転に必要な音声がかえらないような状態にすること。



信号無視【反則金 6,000 円】



右側通行【反則金 6,000 円】

交通反則通告制度とは？

一定の違反行為をした運転者に対して、青切符による違反告知を行い、反則金の納付を通告するものです。

反則金を納付した場合、運転者はその違反行為に定められた刑事罰(拘禁刑・罰金刑)が科されることはありません。

※反則金はその場で支払うことはありません。

自転車運転者講習とは？

信号無視や一時不停止などの 16 項目の危険行為を行い、3 年以内に 2 回以上検挙された自転車運転者は道路交通法の規定により、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

交通反則通告制度の取締りの詳細は警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト



取締りの基本的な考え方 (警察庁HPを基に作成)

警察では、自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で指導警告を行います。

ただし、その違反が**交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。***

※例えば、「遮断踏切入り」「自転車制動装置不良」「携帯電話使用等(保持)」は、指導警告ではなく青切符、飲酒運転やあおり運転などの重大な違反は赤切符(刑事手続)の対象となります。



酒酔い運転*1・**酒気帯び運転***2、**妨害運転(あおり運転)**、**携帯電話使用等(交通の危険)**は**交通反則通告制度の対象外で通常の刑事手続が取られます。**

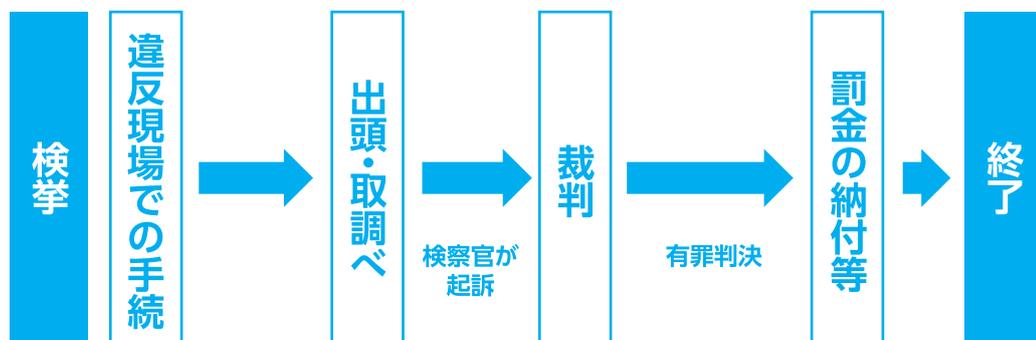
※1 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為

※2 血中0.3mg/ml又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為



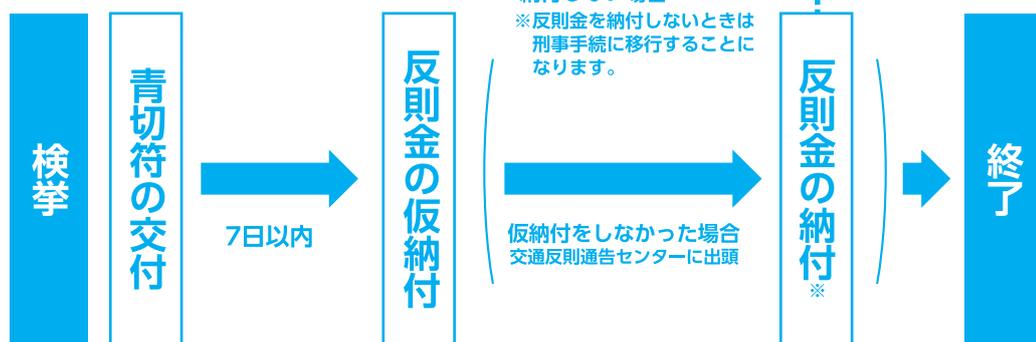
〈2026年4月1日からの自転車の交通違反の取締り後の手続〉

●刑事手続(赤切符等)



・刑事手続による処理

●交通反則通告制度(青切符)



・手続が早い
・「前科」がつかない

詳しくは警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト



2026年4月1日より 自転車にも反則金[※]



※16歳以上の自転車運転者による交通違反が
交通反則通告制度の対象になります。

自転車の違反行為（一部）



遮断踏切入り【反則金 7,000 円】



傘さし運転【反則金 5,000 円】



ながらスマホ【反則金 12,000 円】
(保持)



ヘッドホン(イヤホン)【反則金 5,000 円】

※音量を上げ音楽を聴く等、安全な運転に必要な音声がかえらないような状態にすること。



信号無視【反則金 6,000 円】



右側通行【反則金 6,000 円】

交通反則通告制度とは？

一定の違反行為をした運転者に対して、青切符による違反告知を行い、反則金の納付を通告するものです。

反則金を納付した場合、運転者はその違反行為に定められた刑事罰(拘禁刑・罰金刑)が科されることはありません。

※反則金はその場で支払うことはありません。

自転車運転者講習とは？

信号無視や一時不停止などの16項目の危険行為を行い、3年以内に2回以上検挙された自転車運転者は道路交通法の規定により、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

交通反則通告制度の取締りの詳細は
警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト

